

# 業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和3年9月30日開催 労働金庫業界]

## 1. 大雨等の災害に対する金融上の措置について

- 大雨等の災害により、被災された方々に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- こうした災害に対し、各県に災害救助法の適用がなされ、各財務局より「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出させていただきました。
- 被災地で営業している金融機関におかれては、上記の要請も踏まえ、被災者の声やニーズ、地域の実情を十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細かな支援対応を改めてお願いしたい。

(参考) 災害救助法適用の状況

○令和3年7月1日からの大雨

自治体名	法適用日 (内閣府公表日)	管轄局	措置要請日
静岡県	7月3日 (7月3日)	東海財務局	7月5日
鳥取県	7月7日 (7月8日)	中国財務局	7月9日
島根県	7月7日 (7月8日)	中国財務局	7月9日
鹿児島県	7月10日 (7月10日)	九州財務局	7月12日

○台風9号から変わった温帯低気圧に伴う大雨

自治体名	法適用日 (内閣府公表日)	管轄局	措置要請日
青森県	8月10日 (8月10日)	東北財務局	8月10日

○令和3年8月11日からの大雨

自治体名	法適用日 (内閣府公表日)	管轄局	措置要請日
広島県	8月12日 (8月13日)	中国財務局	8月13日
佐賀県	8月12日 (8月14日)	福岡財務支局	8月16日
福岡県	8月12日 (8月14日)	福岡財務支局	8月16日
島根県	8月12日 (8月14日)	中国財務局	8月16日
長野県	8月15日 (8月17日)	関東財務局	8月17日
長崎県	8月12日 (8月17日)	福岡財務支局	8月17日

○令和3年長野県茅野市において発生した土石流

自治体名	法適用日（内閣府公表日）	管轄局	措置要請日
長野県	9月5日（9月6日）	関東財務局	9月7日

## 2. 金融行政方針について

- 8月31日、本事務年度の金融行政方針を公表した。特に、協同組織金融機関については、会員・組合員を通じて地域や勤労者により深く根差しているという特性を活かして、金融仲介機能の発揮と健全性の維持の両立に努めていただきたい、という期待を込めて記載。
- 具体的には、次の内容を明記。
  - ・ コロナへの対応としての、会員や勤労者のニーズに応じた柔軟な支援などの金融仲介機能の発揮状況等について、対話を通じ確認
  - ・ 自然災害やコロナの影響により、住宅ローン等の弁済が困難となった個人について、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」による債務整理を通じた、生活の再建支援等を促進
  - ・ 業務範囲規制の見直しを踏まえ、新規業務に係る許認可等の照会に当たっては、金融庁・財務局の連携強化による監督業務の効率化を図る
  - ・ 中央機関においては、各金庫への経営・業務サポートの役割発揮のため、対話を通じて、業界全体の財務基盤の強化に向けた取組み等を促進
- 引き続き、感染対策に十分に努めつつ、店舗を開いて必要業務を継続し、会員や勤労者への支援に積極的に取り組んでいただきたい。

## 3. 新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応について

- 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、足元では、金融機関の対応が厳しくなっているとの声もある。
- コロナの影響により資金繰りが厳しい事業者の状況を十分に勘案し、業務に従事されている方々の住宅ローンや教育ローン等に関する悩みや声に丁寧な耳を傾け、ニーズに応じた柔軟な対応をお願いしたい。

#### 4. 書面・押印・対面手続の見直しについて

##### 《書面・押印・対面手続を求める規制について》

- 昨年 12 月、当局が金融機関等から受け付ける申請・届出等における押印等を不要とするための内閣府令・監督指針等の改正を行った。
- 今般、それらに加えて、民間同士の手続や当局が行う許認可等の通知等のうち、当庁所管法令・監督指針等において書面・押印・対面を求めている手続について、必要な見直しを行うための市中協議を実施し、6月末に公布・施行したところ。

##### 《金融庁電子申請・届出システムについて》

- 金融機関等から受け付ける申請・届出等について、オンラインでの提出が可能となるよう、システムの整備及び制度面での対応を行い、6月末、運用を開始したところ。金融庁電子申請・届出システムを利用するにあたり、各種様式等は金融庁 HP に掲載しているので、皆様には是非システムのご利用をお願いしたい。

※ なお、金融庁電子申請・届出システムの利用可能な手続一覧については、金融庁 HP に公表済。

- また、システムの利用に当たっては、gBizID のアカウントが必要であるため、各金融機関におかれては、gBizID の取得をお願いしたい。

##### 《民民の書面・押印・対面手続の見直し》

- 金融庁として、金融業界における書面・押印等の見直しについては継続してフォローしたいと考えており、その進捗状況に関するアンケートの実施を各業界団体をお願いしたところ。貴協会におかれては、既に各会員に対してアンケートを発出していただいたと承知しているが、年内を目途に各業界団体を集めた検討会を開催したいと考えている。
- これにより、好事例や課題等の共有を図るほか、検討会での議論を踏まえ、各業界において更なる取組みを着実に進めていただきたい。

## 5. システム障害への対応について

- 先般、複数の銀行において、システム障害の発生により、顧客取引に影響を及ぼす事案が生じた。
- 金融機関が安定したシステム稼働を確保することは、円滑な金融サービスの提供及び利用者保護の観点から非常に重要であり、各金融機関においては、自らのシステムリスクや、障害発生時の連絡体制を含めた復旧対応能力、顧客案内や周知等といった対応についていま一度確認いただきたい。
- また、先日、クラウドサービス事業者におけるシステム障害により、一部の金融機関においてログインしづらい状況が生じた。
- このようなクラウドサービスの利用を含め、外部委託にあたっては、委託に伴うリスクを十分認識した上で、外部委託を含む業務プロセス全体を実効的に管理し、業務の強靱性（オペレーショナル・レジリエンス）を確保することが重要と考えている。
- 仮に委託先で障害が発生した場合であっても、可能な限りサービスを継続して提供できるよう、バックアップシステム等に十分配慮した上で、サービス中断時における迅速な復旧や顧客の立場に立った対応など、適切な管理体制の構築をお願いしたい。

## 6. 外国人顧客対応について

- 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を踏まえ、外国人顧客に対する金融サービスの利便性向上に向けて、預金取扱金融機関による円滑な口座開設や多言語対応の充実等の取組みをより一層推進すべく、次の2点を取りまとめ、6月29日に公表した。
- 「外国人顧客対応にかかる留意事項」は、金融機関が外国人顧客対応を行う際に留意すべき事項について、プリンシプルベースの考え方をまとめたもの。本留意事項に記載した内容については、全ての金融機関に一律の対応を求めるものではないが、金融機関が取引顧客層や地域特性を踏ま

え、顧客目線に立ち、継続的に創意・工夫を積み重ねていただくことが重要である。

- 「外国人顧客対応にかかる取組事例」は、各金融機関における外国人顧客対応にかかる取組みを深化させるとともに、業界全体の取組水準を向上させていくことが必要であるとの認識の下、各金融機関が取り組んできた好事例を取りまとめたもの。記載の内容を参考にして取組みを進めていただきたい。
- 業界団体及び各金融機関自らが、外国人顧客の利便性向上に向けて、現場の顧客ニーズを把握・確認し、どのような取組みが必要であるかを継続的に検討するなど、PDCAを回していただくことが重要であり、引き続き、ご尽力をお願いしたい。

## 7. 障がい者雇用の促進について

- 障がい者が希望や能力、適性を十分に活かし、障害の特性等に応じて活躍することが普通の社会、障がい者と共に働くことが当たり前の社会の実現は今後とも重要であると認識している。
- 障害者雇用促進法により、事業主は法定雇用率以上の割合で障がい者を雇用することが義務付けられており、本年3月に法定雇用率が2.2%から2.3%に引き上げられている。
- 事業主が障がい者の雇用にあたって特別な配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たせば、当該子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして障がい者の雇用率を算定することができる特例子会社制度が設けられているところ。
- わが国全体として「働き方改革実行計画（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）」等に基づき、障がい者の在宅就業の推進を含む働き方改革の取組みを進めていることを踏まえ、各金融機関におかれては、従業員の現在の働き方や業務内容を必ずしも固定的にとらえることなく、在宅就業の活用も含め、障がい者の雇用促進に取り組んでいただきたい。

## 8. 「経済財政運営と改革の基本方針 2021」等を踏まえた兼業・副業の普及・促進について

- 先般の「経済財政運営と改革の基本方針 2021」等において、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」の周知や取組事例の横展開など、多様な働き方の実現に向け、引き続き、兼業・副業の普及・促進に向けた取組みを進めていくこととしているところ。
- 多様な働き方や新しい働き方を希望する職員のニーズに応え、兼業・副業の選択肢を提供することは、職員にとってかけがえのない経験の機会となるだけでなく、金融機関にとっても、人材育成や顧客支援・地域貢献等の観点から有意義な効果が期待される場所、希望する職員が安心して兼業・副業に取り組むことができるよう、環境整備を進めていただくことが重要と考えている。
- 金融庁においても、兼業・副業の普及・促進のため、7月1日に発刊した広報誌のアクセス FSA において、赤澤副大臣からのメッセージを掲載して発信し、また、「金融仲介機能の発揮に向けたプロGRESSレポート」の中で事例を取り上げるなど、本文書に関連した取組みを行っている。
- ついては、こうした広報誌等を確認いただき、各金融機関の職員が兼業・副業を希望する場合に備え、兼業・副業を可能とする就業規則等を含む環境整備に向けた取組みを進めていただくよう、よろしくお願ひしたい。

## 9. 金融行政方針の公表について

- 8月31日、本事務年度の金融行政方針を公表した。これは、毎年、事務年度のはじめに、金融庁として進める施策の方向性を明らかにするもの。
- 関係者と課題認識等を共有し、建設的な対話を行うことによって、より良い金融行政の実現につなげてきたい。
- 以下の3本柱で構成。
  - ・ コロナによる深刻な影響を受けている事業者に対して、金融機関による

資金繰り支援や事業再生支援等が行われるよう、対応状況を確認していく

- ・ 活力ある経済・社会構造への転換を促していく観点から、送金手段や証券商品のデジタル化に対応した金融制度の検討、国際金融センターの実現、サステナブルファイナンスの推進に関する施策を進めていく
- ・ 「金融育成庁」として国内外の経済社会に貢献していくため、データ分析の高度化を通じたモニタリング能力の向上や、専門人材の育成など、金融行政を担う組織としての力を高めていく

- 引き続き、企業・経済の持続的な成長と安定的な資産形成等による国民の厚生を増大を目指し、こうした重点課題にしっかりと取り組んでいきたい。

## 10. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策について

### 《FATF 第四次対日審査の公表等について》

- FATF（金融活動作業部会）の第4次対日審査報告書が8月30日に公表された。
- 今回の対日審査では、前回審査以降の取組みを踏まえ、日本のマネロン・テロ資金供与対策の成果が上がっているとの評価を得た。同時に、日本の対策を一層向上させるため、金融機関等に対する監督の強化等に優先的に取り組むべきとされている。
- 当報告書の公表を契機として、政府は今後3年間の行動計画を策定・公表している。官民が連携してしっかりと対応していく必要があることから、引き続き、マネロン・テロ資金供与態勢高度化の取組みへの協力をお願いしたい。

### 《マネロン検査について》

- 金融庁では、本年6月に公表した骨太の方針にも示されているとおり、金融業界の検査・監督体制等の強化等を含め、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の強化に取り組んでいる。具体的には以下のとおり。
- ・ 検査要員の確保等により検査・監督体制の強化

- ・ マネロンリスクが高い業態を優先にリスクベースの検査監督を実施
- また、金融庁は、新型コロナウイルス感染状況等に配慮し、リモート環境での検査・モニタリングを実施してきており、今後は骨太の方針のとおり、今般の FATF 審査結果も踏まえながら、マネロン対策に検査項目を絞った検査を集中的に実施していく。
- 一斉検査のようなものではなく、各財務局とも連携しながら、預金取扱金融機関を中心に、前回検査からの期間や金融機関側の負担等も踏まえながら、金融機関ごとにマネロン検査を実施していく。

#### 《マネロンシステムの共同化について》

- 骨太の方針で示されたとおり、マネロン・テロ資金供与対策の高度化・効率化のため、共同システムの実用化の検討・実施に取り組んでいるところ。
- 昨年より、疑わしい取引の検知、制裁対象者の照合等の共同化について NEDO と連携し、実証実験を支援してきた。
- 金融庁としては、この実証実験の結果も踏まえ、全銀協をはじめとする業界団体等と連携の上、引き続き共同システムの実用化に向けて、検討を進めるもの。

#### 《継続的な顧客管理及び広報について》

- 継続的顧客管理については、マネロン・ガイドラインでも対応すべき事項の1つとして、各金融機関に2024年3月末までに態勢整備をお願いしているところ。FATF 対日審査でも、金融機関において、継続的顧客管理の義務を完全に実施すべき旨の勧告がなされている。
- 金融庁としても、政府広報含め、各業界団体と連携して、国民の皆様に、マネロン・テロ資金供与対策に係る確認手続きについて広報活動等を行う予定である。

## 11. バーゼルⅢの国内実施について

- 最終化されたバーゼルⅢの国内実施に向けて、9月28日より、30日間のパブリックコメントを開始したところ。
- 新規制では、国際的な銀行及びそれに準じた高度なリスク管理を採用する銀行については、国際合意に沿って2023年に実施する一方、国内で活動するその他の金融機関については、移行に伴う負担を軽減し、新型コロナウイルス感染症対策や地域活性化のためのエクイティ支援を促進するため、実施時期を1年後倒しすることにしたい。
- 引き続き、関係者と十分に対話を行いながら、準備を進めてまいりたい。

## 12. 顧客本位の業務運営に関する原則の採択事業者リストの公表について

- 9月3日、金融庁ウェブサイトにおいて、標題リストを公表した。リストへの掲載対象は、顧客本位の業務運営に関する原則を採択した金融事業者で、金融庁ウェブサイトへの掲載を希望する旨の報告（6月30日期限）があった先のうち、原則の項目ごとと取組方針の結び付きが明確であることが確認できた先のみとなる。
- 本リストの作成は、昨年8月に公表された金融審議会市場ワーキング・グループ報告書を踏まえたものである。今回公表したリストは、本年4月12日、改めて各金融事業者から報告を受け付ける旨を公表し、6月30日の第1回報告期限までに提出を受けたものを確認した結果となる。
- この確認を通じて、「見える化」の施策が顧客向けであることが必ずしも理解されていないと感じられた先がある。「見える化」は、単なるペーパーワークや机上の作業ではなく、経営陣から営業職員までが顧客に向き合う姿勢を検証するきっかけになることを目指したものである点を、改めて強調したい。また、今回のリスト掲載先であっても、来年には、取組方針に基づく現場での実践結果を報告していただく必要があり、継続的な対応が求められることを理解していただきたい。

- 一方、原則の項目ごとと取組方針の結び付きが確認できなかった先が、報告受付総数のうち半分弱あった。これらの先に対しては、修正の方向性を示しつつ、次回期限（9月30日）までに提出が可能であることを連絡している。新たに金融庁ウェブサイトへの掲載を希望する先も含め、自らの顧客基盤を踏まえた施策を取組方針の基本に据えつつ、今回のリスト掲載先の取組みも参考にした上で、報告をお願いしたい。
- 今後、金融庁としては、実践状況のモニタリングも含め、金融機関と対話を行い、好事例の公表を行う予定。

### 13. ITガバナンス及びサイバーセキュリティ強化の取組みについて

#### 《サイバーセキュリティ管理態勢の強化について》

- 国家の関与が疑われる高度なサイバー攻撃や、ランサムウェア攻撃の活発化によって、国内外の重要インフラでも被害が発生している。サイバー攻撃を経営上のトップリスクと位置付け、改めて、対策を強化することが重要である。
- 金融庁としても、引き続き、
  - ・ リスクが高い金融機関に対しては、検査等でサイバーセキュリティ対策の実効性を重点的に検証するとともに、
  - ・ サイバー攻撃を受けた場合も、被害を最小限にとどめ、迅速に業務を復旧させる能力を向上させるため、10月にサイバー演習（Delta Wall VI）を拡大して実施する

ことで、サイバー攻撃への予防対策や、被害発生時における対応・能力の向上を促していく。

#### 《システムリスク管理態勢の強化について》

- 多くの利用者に影響を与えるシステム障害が発生する中、障害の未然防止はもとより、障害発生時に、被害を最小限にとどめ、迅速に業務を復旧させる能力を向上させることが重要である。

- こうした観点から、システム障害に関するモニタリングは、金融機関の自律的な改善を促すことに力点をおいて実施するとともに、リスクの高い金融機関に対しては、検査を含めて重点的に検証することで、システムリスク管理態勢の強化を図っていく。

《 I T ガバナンスの向上について 》

- データの利活用等によって、先進的なサービスを提供し、金融機関自身の経営効率を高めるなど、 I T ガバナンスの発揮が期待される。
- 金融庁としては、引き続き、
  - ・ I T ガバナンスに関して深度ある対話を行っていくとともに、
  - ・ 新技術を利用した基幹系システムを検討する金融機関に対しては、基幹系システム・フロントランナー・サポートハブを通じて、その早い段階から I T ガバナンスやリスク管理等に関する検討を後押しするなど、 I T ガバナンス強化に向けた取組みを積極的に支援する。

(以 上)